

別紙（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業所就労継続支援（B型）あすなろ
重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条、第77条及び指定障害福祉サービス事業所就労継続支援（B型）「あすなろ」サービス利用契約書第2条の規定に基づき、文書により行うものです。

ご利用者に対して就労継続支援（B型）サービスを提供致します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 那須烏山市社会福祉協議会
所 在 地	栃木県那須烏山市田野倉85-1
電 話 番 号	0287-88-7881
代表者氏名	会長 樋山 洋平
設 立 年 月	平成24年4月1日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 平成24年4月1日指定
事業所の名称 （事業所番号）	あすなろ (0911500064)
事業所の所在地	主たる事業所あすなろ 栃木県那須烏山市中央2-17-13 従たる事業所すずらん 栃木県那須烏山市田野倉85-1
連 絡 先	電話番号 0287-82-3141 ファックス 0287-83-8681
管 理 者	池尻 秀一
サービス管理責任者	長田 那美子
サービスの実施地域	那須烏山市、（その他）
主たる対象者	知的障害者、身体障害者
定 員	35名
開設年月日	平成24年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき適切な支援を行います。
運営方針	社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所〔就労継続支援（B 型）〕運営規定を遵守し、利用される方お一人お一人を尊重する精神を貫き、利用される方が心身ともに健やかに生活され、又その能力と特性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。そのために、支援の多様化を図り、より支援内容を深めていきます。 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄骨造平屋建て (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	2 4 2 6, 1 3 m ²
	延べ床面積	あすなる本館 4 5 0. 2 m ² エコハウス 8 4. 5 m ² アルミ缶倉庫 1 5. 0 m ² パン工房 (山あげ会館内) 7 5. 0 m ² すずらん 1 7 0. 0 m ² アルミ缶倉庫 3 0. 0 m ²

(2) 主な設備

①あすなる

	部屋数	備 考
作業室	2	非常灯・避難誘導灯・自動火災警報器・消火器・排煙装置設置
相談室	1	
洗面設備	2ヶ所	
便 所	4ヶ所	男女別・多目的トイレ有
多目的室	1	消火器設置
更衣室	2ヶ所	男女別・個人用ロッカー
シャワー室	1	
事務室	1	
ふれあいショップ	1	
エコハウス	1	作業・成形・保管 消火器設置
アルミ缶倉庫	1	作業・保管
パン工房	1	厨房・喫茶・更衣 消火器設置

②すずらん

	部屋数	備 考
作業室	2	火災報知器・消火器・排煙装置設置
相談室・事務室	1	
洗面設備	1ヶ所	
便所	2ヶ所	男女別
更衣室	2ヶ所	男女別・個人用ロッカー
アルミ缶倉庫	1	作業・保管

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0. 1	
サービス管理責任者	1	1				1. 0	
目標工賃達成指導員	1	1				1. 0	
職業指導員	9	2		7		5. 6	
生活支援員	3	2		1		2. 6	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、手厚い就労支援体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で、6：1以上）の職員を配置しています。

① 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

② 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（ただし、12月29日～1月3日、祝祭日は除く。なお、その他行事等はこの限りではない。）

営業時間：午前9時～午後4時（ただし、パン工房風は、午前7時30分～午後3時30分までとする。）

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
訓練	利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めます。 <工賃の支払> 就労継続支援において、生産活動に従事している者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払います。利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は 3,000 円を上回る額とします。また工賃の水準を高めるよう努めます。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5 日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月 2 回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	常に、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行います。また、利用者の家族との連携を図るよう努めます。
送迎サービス	希望により送迎を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用を頂きます。 ① 弁当代（希望者） ② 利用者互助会費 ③ 送迎代（希望者）※燃料実費距離により按分	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金（別表1）

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 金融機関口座からの口座振替（ゆうちょ銀行）
- ② 当事業所窓口での現金支払い（通常は口座振替をお願いします）

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 指定就労継続支援（B型）計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「指定就労継続支援（B型）計画」を作成します。作成した「指定就労継続支援（B型）計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 指定就労継続支援（B型）計画の変更等

「指定就労継続支援（B型）計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供

を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

10. 虐待の防止のための措置

- (1) 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底するものとする。

11. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
- (2) 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - ① 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上を図る。
 - ② 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。
 - ③ 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。
- (3) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

12. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

15. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 長田 那美子 ・ご利用時間 毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:15 ・電話番号 0287-82-3141 FAX 0287-83-8681 ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
苦情解決責任者	池尻 秀一 0287-88-7881 那須烏山市社会福祉協議会本所内 0287-83-8178 那須烏山市社会福祉協議会支所内	
第三者委員	黒崎 みさえ	
	高瀬 正衛	
	大谷 頼正	
市町窓口	◆那須烏山市健康福祉課 那須烏山市田野倉 85-1 電話番号 0287-88-7115 FAX0287-88-6069	
運営適正化委員会	・所在地：栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3F ・電話番号：028-622-2941 ・FAX：028-622-2316	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 清水 直美 ・責任者 池尻 秀一 ・ご利用時間 毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:15 ・電話番号 0287-82-3141 - F A X 0287-83-8681
------------------	---

16. 協力医療機関

医療機関の名称	南那須地区広域行政事務組合立那須南病院		
医 院 長 名	宮澤 保春		
所 在 地	那須烏山市中央3-2-13		
電 話 番 号	0287- 84-3911		
診 療 科	総合病院	入 院 設 備	あ り

17. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 有 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	障害福祉サービス事業所あすなろ消防計画：平成24年4月 火元責任者：池尻 秀一 那須烏山市保健福祉センター消防計画：平成24年4月 火元責任者：燕木 めぐみ
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：東京海上日動火災保険（株） 加入保険内容：傷害保険・賠償責任保険

19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	あすなろは、施設敷地内禁煙です。 すずらんは、屋外指定箇所のみとなります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮いただきます。

20. 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

令和6年4月1日

指定障害福祉サービス事業所就労継続支援（B型）あすなろのサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 那須烏山市田野倉85-1

名称 社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会

説明者 あすなろサービス管理責任者 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス事業所就労継続支援（B型）あすなろのサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人住所 _____

氏名 _____ 印